

【 資料 】

資料 1 自殺対策基本法（平成十八年年法律第八十五号）

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正）

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十六条繰下）

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正）

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正）

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正）

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

令和3年6月22日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市自殺対策行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について研究及び協議する。

- (1) 自殺対策行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 自殺対策行動計画に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 民間事業者
- (5) 福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 警察又は救急救命の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から当該年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は委員のうちから1人互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に作業部会を設置することができる。

(作業部会の組織)

第8条 作業部会は、策定委員会の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究及び協議するものとする。

(1) 自殺対策行動計画の策定、見直しに関する実態調査の分析及び今後の推計に関すること。

(2) その他自殺対策の推進に必要と認められる事項に関すること。

2 作業部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 作業部会は、研究及び協議の結果について、策定委員会に適宜報告するものとする。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局を福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

部	課	職名
生活環境部	健康増進課	係長
総務部	総務課	係長
福祉部	高齢者支援課	係長
福祉部	生活福祉課	係長
福祉部	福祉政策課	係長
福祉部	児童家庭課	係長
観光商工部	観光商工課	係長
宮古島市教育委員会	学教教育課	指導主事
沖縄県教育庁	宮古教育事務所	指導主事
沖縄県保健医療部	宮古保健所 地域保健班	班長
沖縄県宮古島警察署	生活安全課	係長
宮古労働基準監督署	労災・安衛課	課長
宮古島市社会福祉協議会	地域福祉課	係長

資料3 宮古島市自殺対策行動計画策定経過

	期 日 等	名 称	内 容 等
令和3年	7月19日～7月28日 (関係機関へヒヤリング)	第1回 作業部会	①宮古島市自殺対策基本方針等の説明。 ②計画案(第1・2章)について意見交換。 ③関係課より、自殺対策に関連しうる事業について報告。
	8月24日～9月3日 (書面決議)	第1回 策定委員会	①宮古島市自殺対策基本方針等の説明。 ②計画案(第1・2章)について承認。 ③各課より報告を受けた自殺対策に関連しうる事業について報告。
	10月22日～10月27日 (書面決議)	第2回 作業部会	①計画案(第3・4章)について意見交換。 「基本施策」「重点施策」「生きる支援の 関連施策」の変更・修正等。
	11月11日 (会議)	第2回 策定委員会	①計画案(第3・4章)について意見交換。 ②計画案(第1～4章)に関する承認。
令和4年	1月17日～1月28日 (意見募集)	パブリック コメント	計画案について、市民からの意見を募集。 (市HPや新聞にて周知)
	2月9日 (会議)	第3回 作業部会	①計画案の最終確認(文言の修正など)。 ②計画の推進体制について確認。
	2月17日 (会議)	第3回 策定委員会	計画案や推進体制等についての最終確認。
	3月		市長決裁。

資料4 自殺対策行動計画策定委員会 委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	宮古島市役所	副市長	伊川 秀樹	(委員長) 行政関係者
2	みやぎ Ms. クリニック (宮古地区医師会)	院長	宮城 博子	保健医療 関係者
3	こころのクリニック ていんぬばう	院長	萩原 理恵子	保健医療 関係者
4	沖縄県保健医療部 宮古保健所	所長	木村 太一	(副委員長) 行政関係者
5	沖縄県宮古島警察署 生活安全課	課長	久高 国広	警察又は救急 救命の関係者
6	沖縄県教育庁 宮古教育事務所	主任指導主事	濱川 太	教育関係者
7	宮古労働基準監督署	署長	津田 太郎	行政関係者
8	島の保健室 (宮古地域産業保健センター)	代表 保健師	西里 えり奈	保健医療 関係者
9	宮古島市社会福祉協議会	事務局長	砂川 信雄	福祉関係者
10	宮古島市民生委員・ 児童委員協議会	会長	下地 節子	福祉関係者
11	宮古島市老人クラブ連合会	会長	花城 愛子	福祉関係者
12	宮古島商工会議所 青年部	会長	川満 正人	民間事業者
13	宮古島市役所	企画政策部長	垣花 和彦	行政関係者
14	宮古島市役所	総務部長	宮国 泰誠	行政関係者
15	宮古島市役所	生活環境部長	友利 克	行政関係者
16	宮古島市役所	観光商工部長	上地 成人	行政関係者
17	宮古島市役所教育委員会	教育部長	上地 昭人	教育関係者
18	宮古島市役所	福祉部長	下地 律子	行政関係者